

循環型社会形成推進交付金（公共・浄化槽分）

14,344百万円（13,040百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の支援措置の一層の充実・強化を図ることとし、以下のような助成制度の見直しを行うものである。（助成率：1/3、助成先：市町村等）

この他、内閣府に計上している地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）により浄化槽整備を推進

助成要件の緩和

（1）浄化槽整備区域促進特別モデル事業の実施

全国の先駆的な事例となりうる事業を選定し、モデル事業としてその取組を支援する。

- ・実施期間：平成21年度から3年間
- ・助成率：1/2
- ・事業内容： 浄化槽集中整備事業
高度処理型浄化槽集中整備事業
単独処理浄化槽集中転換事業
防災拠点浄化槽集中整備事業
低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

（2）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進

対象単独処理浄化槽の拡大

- ・撤去費用の助成対象となる単独処理浄化槽の使用年数の制限を20年から30年に拡大
 - ・旧構造基準の単独処理浄化槽については使用年数の制限を撤廃
- 対象地域の拡大
単独処理浄化槽の撤去費用の助成対象地域を水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域等から浄化槽整備区域に拡大

（3）計画策定調査費の拡充

用途に浄化槽整備台帳の整備を追加

污水处理を浄化槽整備のみで行っている市町村に対して、「事業費の3.5%」から「直接必要な額」に拡充

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。